若年者在宅ターミナルケア支援事業

播磨町は、40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して日常生活が送れるよう、訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具貸与に係る利用料の一部を助成し、患者さんとご家族の負担を軽減する事業を実施しています。

◆ 対象者

○播磨町に住民登録をし、在宅で生活をしている方で、緩和ケアを行っている40歳未満のがん末期の方

※ 所得制限はありません。

◆ サービス内容

○ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います。

・身体介護（食事・清拭・入浴・排泄・体位変換等の介助）
・生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等の介助）
・通院等乗降介助

○訪問入浴介護

•浴槽を提供して入浴介護を行います。

○ 福祉用具貸与（レンタル）

・車いす（付属品含む）　・特殊寝台（付属品含む）　・床ずれ防止用具　・体位変換機
・手すり　・スロープ　・歩行器　・歩行補助つえ　・移動用リフト　・自動排泄処理装置

※ 他の制度において同様のサービスを利用することができる場合、この制度の対象にはなりません。

◆ サービスの利用回数、利用料上限額、利用者負担

○ 訪問介護、訪問入浴介護の利用は週3回まで
○ 1ヶ月あたりのサービス利用料上限額は6万円

サービス利用料は、いったん全額お支払いいただき、その後利用料の9割相当額を助成します。

お手続きについては、裏面をご覧ください。

〔申請窓口・お問合せ先〕

● **播磨町民の方**

〒675-0182　加古郡播磨町東本荘 1-5-30
播磨町役場　健康福祉課（第1庁舎1階）5番窓口
電話：079-435-2611(直通)　　FAX：079-435-0831

◆ お手続きについて

① 利用申請

申請書と意見書を申請窓口に提出してください。（郵送可）
〔提出書類〕
- 若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書
- 意見書（診断書の写しでも構いません）

※ 医師の意見書や診断書の作成料は利用者負担となります。

② 利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知書を郵送します。

③ 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与の利用

介護サービス事業者と直接契約を行い、サービスの利用を開始してください。
※ 不明な点がございましたら各市町申請窓口へお問い合わせください。

④ サービス利用料の支払い

介護サービス事業者から請求された額をいったん全額お支払いください。
領収書とサービス内容・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

⑤ 助成金の請求

請求書に領収書と明細書を添付し申請窓口に提出してください。（郵送可）
〔提出書類〕
- 若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書
- サービス利用を受けた事業所の領収書
- サービス利用を受けた事業所のサービス内容・利用回数・金額が記載された明細書

※ 請求金額は、サービス利用料から自己負担分（1割相当額）を除いた額を請求してください。

〔請求方法〕
- 月単位の請求（同一年度内なら複数月分の請求も可）

⑥ 審査、申請者への助成金の支払い

請求内容を審査し、指定の口座に助成金を振り込みます。